



2019年1月5日

## 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「中間まとめ」に関する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス<sup>1</sup> (BSA) は、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の「中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)の「C:アクセスコントロール等に関する保護の強化」に関し、以下の通り意見を提出致します。

### はじめに

ソフトウェア業界のビジネスモデルは、以前は、ソフトウェアが記録された CD-ROM や DVD といった物理的なメディアを提供するパッケージ販売が中心でしたが、最近では、オンラインでインストール用のファイルをダウンロードする方法でライセンスされたソフトウェアを入手する形態に移行しています。また、多くのソフトウェア企業は、ユーザーが適法に入手したソフトウェアを使用していることを確認するために、ライセンス認証の仕組みを取り入れています。ライセンス認証は、技術的な手段によって、ソフトウェアへのアクセス及び利用の権限を有する正規のライセンシーであるか否かの確認を行う仕組みです。かかる技術的手段は、技術革新やソフトウェア・ソリューションに対する投資を保護しながら、無料を含む多様な対価設定でユーザーにきめ細かな選択肢を提供することを可能とするために、ソフトウェア企業にとって重要なものです。近年では、正規ライセンスをオンライン上で入手することが標準的な慣行になるにつれ、オークションサイト等を通じたクラックプログラム(認証の仕組みを回避(クラック)するソフトウェア)や認証コード等符号の提供によるソフトウェアの不正利用が主流です。

このような問題に十分に対応するため、平成 30 年 5 月 23 日に成立した改正不正競争防止法は、アクティベーション方式(ライセンス認証の仕組み)が技術的制限手段の概念に含まれて法的保護が受けられることを明確化するために、技術的制限手段の定義規定を見直しました。また、同改正不正競争防止法は、技術的制限手段を無効化するための符号の提供を不正競争行為と位置付けました。本中間まとめは、これらの状況と動向を踏まえて、著作権法においても同様の改正を行うことが適当であるとしており、その方向性につき賛同します。

<sup>1</sup> BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Akamai, Amazon Web Services, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, CA Technologies, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, SAS Institute, Siemens PLM Software, Slack, Splunk, Symantec, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, Workday が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

以下、更に具体的にコメントします。

### 1. 技術的利用制限手段及び技術的保護手段の定義規定の改正について

不正競争防止法の改正及びその改正論議を踏まえ、著作権法においても「技術的利用制限手段」及び「技術的保護手段」の定義規定において不明瞭さを生じさせる「・・・とともに」という文言を削除して、一般的に利用されているアクティベーション方式がこれらの概念に含まれることを明確化すること(本中間まとめ 73頁)につき、BSAは賛同します。本中間まとめは、アクティベーション方式の回避行為や、アクティベーション方式を回避するための装置・プログラムの公衆への譲渡等が規制対象に含まれることを明確し、ソフトウェア等に係る著作権者の利益がより確実に保護されるようにするために定義規定の改正を行うこと提案しています。ソフトウェアの権利者は、革新的なソフトウェアやソフトウェアを利用したサービスを開発する際の投資を保護する著作権制度を信頼していることから、私どもは当該改正の方向性を高く評価します。

### 2. シリアルコード(指令符号)の提供について

本中間まとめは、不正競争防止法の改正及びその改正論議を踏まえ、シリアルコード(指令符号)の提供等についても、新たに規制対象に追加することが適当であるとしており、その方向性に賛同します。

ところで、改正不正競争防止法は、ソフトウェアに適用された技術的制限手段を不正に回避するためにシリアルコードや暗号解除キーをユーザーに提供する事例が多くみられることから、「不正に生成、入手されたシリアルコード等」を提供することを「不正競争」と位置付けたのであり(逐条解説 不正競争防止法 平成30年11月29日施行版 経済産業省 知的財産政策室編 105頁乃至106頁<sup>2)</sup>、不正に生成されたシリアルコードの提供も、シリアルコードは適正に生成されたが不正に入手されて提供されたものも不正競争行為に該当します。本中間まとめは、シリアルコード(指令符号)の提供について、著作権法においても不正競争防止法と同様に改正することを提案しているものと考えられ、そうであれば賛同します。しかしながら、本中間まとめにおける「不正なシリアルコード(指令符号)の提供」という文言は、シリアルコードが適正に生成されたが不正に入手されて提供された場合が含まれないかのような誤解を与え得る表現となっている点について懸念します。従って、本中間まとめにおいても、不正に生成されたシリアルコード(指令符号)の提供のみならず、適法に生成されたシリアルコード(指令符号)を不正に入手し提供することも規制の対象となっていることを明確化すべきと考えます。

### 結び

BSAは、本中間まとめに対する意見提出の機会に感謝致します。本意見が、本中間まとめを完成させる上で有益であることを願うとともに、引き続き著作権法制に関し文化庁を始めとする関係各省庁と協力していけることを願っております。本意見について、ご質問等ございましたらいつでもご連絡下さい。

以上

<sup>2</sup> <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20181129chikujyokaisetsur.pdf>